

広島県告示第三百八十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百十二条第一項の規定による同意があつたものと認められた。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

三原市加入区（三原市漁業協同組合）